

豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により豊田市内に設置する私立幼稚園の就園奨励費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市内又は市外における私立幼稚園の設置者とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が、当該幼稚園に在園し、かつ、豊田市内に住所を有する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、授業料を減免するに要する経費とする。

2 前項により交付する補助金額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該事業実施年度中に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適當と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

（1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（計画変更）

第8条 補助事業者が、当該決定に係る事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金計画変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を廃止又は中止するとき。
- (2) 補助対象経費の減少により、交付決定を受けた補助金額が補助対象経費を超えることとなるとき。
- (3) 途中入園児の増加若しくは市民税額の確定により、補助対象経費が増加したとき。

（変更決定通知）

第9条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（検査等）

第13条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行し、改正後の豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行し、改正後の豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条第2項関係） 補助金額一覧

| 区分 | 第1子 | | 第2子 | 第3子 以降 | ひとり親世帯等 | | | | |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|--|--|
| | 満3歳、 3歳児 | 4,5歳児 | | | 第1子 | 第2子 | 第3子 以降 | | |
| ①生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 25,670円 | | | | | 25,670円 | | | |
| ②市民税非課税世帯 | 22,670円 | | 25,670円 | 25,670円 | | | | | |
| ③市民税所得割額非課税世帯 | | | | | | | | | |
| ④市民税所得割課税額48,599円以下の世帯 | 14,720円 | 13,720円 | | | | | | | |
| ⑤市民税所得割課税額57,699円以下の世帯 | 11,600円 | | 18,590円 | 22,670円 | 25,670円 | | | | |
| ⑥市民税所得割課税額77,100円以下の世帯 | | | | | | | | | |
| ⑦市民税所得割課税額211,200円以下の世帯 | 5,190円 | 7,500円 | 15,420円 | | | | | | |
| ⑧上記以外の世帯 | (授業料 -10,650円) 4,950円以内 | (授業料 -7,100円) 7,500円以内 | 12,840円 | | | | | | |

備考

- 1 金額は月額。また、いずれの場合も、各幼稚園の授業料を上限とする。
- 2 第2子及び第3子の兄弟順位の判定については、市民税所得割課税額が77,100円より多い世帯は、小学校3年生以下の兄弟で行う。市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯は、年齢に上限を設けない。ただし、生計を一にするものに限る。生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とはせず、別居している場合であっても生活費等の送金が行われている場合には生計を一にするものとして取り扱う。
- 3 「市民税所得割課税額」は、当該年度における園児の父母の所得割額の合計額とする。父母の当該市民税算出年分の合計収入額が200万円未満のとき（ひとり親の場合は180万円未満）で、同収入額が180万円を超える同一地番に居住する直系血族及び園児の兄姉がいる場合は、そのうち最も市民税所得割額の高い者を算定に加える。また、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。